

湖沼における環境基準の類型指定見直しについて（中間報告）

湖沼類型指定見直し専門委員会

1 見直しの趣旨

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法 第16 条第1 項の規定により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準が定められている。

このうち、生活環境の保全に関する環境基準については類型に応じた基準が定められ、水域の利用目的等を勘案して水域ごとに都道府県（二以上の都道府県の区域にわたる水域は国）が水域類型を指定することとされており、県内では 39 河川、15 湖沼が類型指定されている。

この水域類型の指定は利水の変更や水質の変化等に伴い適宜改訂するものとされているが、県内では当初の類型指定以降の改訂が行われていないため、環境基準達成率が低い湖沼の類型指定について検討を行う。

2 これまでの検討状況

(1) 委員

委員長	沖野 外輝夫	(信州大学 名誉教授)
委員長代理	宮原 裕一	(信州大学理学部湖沼高地教育研究センター諏訪湖臨湖実験所 教授)
委員	小松 一弘	(信州大学工学部水環境・土木工学科 教授)
〃	酒井 美月	(長野工業高等専門学校工学科都市デザイン系 教授)
〃	高村 典子	(国立研究開発法人国立環境研究所 客員研究員)
〃	朴 虎東	(信州大学理学部理学科 教授)

(2) 開催状況

【第1回専門委員会】 令和4年7月29日（金）

○県内湖沼の概況、環境基準の達成状況、対象湖沼の絞り込みの考え方等について審議

○主な意見

- ・ AA類型の湖沼については、類型指定当時の状況まで遡って妥当性を検討すべき
- ・ 全磷、全窒素の新規指定については、検討対象とする要件の整理が必要
- ・ 達成期間を見直しする判断基準を明確にすべき
- ・ 排水処理施設の整備状況、将来の汚濁負荷の見込み等の追加データの要望 等

【第2回専門委員会】 令和4年9月12日（月）

○対象湖沼の絞り込みと類型指定見直しの素案等について審議

○主な意見

- ・ 仁科三湖については、上流から下流への汚濁物質の移動と蓄積を踏まえて判断すべき
- ・ 利用目的の「自然環境保全」については、CODより透明度や水草帯のモニタリングが有用
- ・ ヒメマスはAA類型の代表的な魚種なので、漁獲量実績などきちんと確認することが必要
- ・ 単に環境基準を達成できないから類型を見直すと受け止められることのないよう、また、地域の水質保全への取組の動機付け等が下がらないよう、丁寧な説明が必要
- ・ 気候変動による湖内の水循環等への影響について、今後も注視すべき
- ・ 今回の見直しで終わりにするのではなく、今後も継続的に検討することを記載できないか

3 類型指定見直し（案）について

県指定の14 湖沼について、水域の利用状況の変化や環境基準達成状況等に基づき、見直しの検討対象とする湖沼を絞り込み、汚濁負荷の割合、将来水質の予測データ等を踏まえて総合的に検討した。

(1) COD等

水 系	該当 類型	達成 期間	類型指定の 見直し(案)	達成期間の 見直し(案)
猪名湖(松原湖)	A	イ	A	イ
女神湖	A	イ	A	ハ
大座法師池	A	イ	A	ハ
丸池	A	ロ	A	イ
琵琶池	A	ロ	A	イ
みどり湖	A	イ	A	ハ
美鈴湖	A	イ	A	ロ
青木湖	A A	イ	A A	ハ
中綱湖	A A	ロ	A	イ
木崎湖	A A	ロ	A	イ
諏訪湖	A	ハ	A	ハ
白樺湖	A	ロ	A	ロ
蓼科湖	A	ロ	A	イ
野尻湖	A A	ハ	A	イ

(2) 全燐

水 系	該当 類型	達成 期間	類型指定の 見直し(案)	達成期間の 見直し(案)
青木湖	I	イ	I	イ
中綱湖	II	ハ	II	イ
木崎湖	II	ハ	II	イ
諏訪湖	IV	ハ	IV	ロ
野尻湖	I	ハ	I	ロ

(3) 全窒素

水 系	該当 類型	達成 期間	類型指定の 見直し(案)	達成期間の 見直し(案)
諏訪湖	IV	ハ	IV	ロ

※達成期間

イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

4 今後のスケジュール(予定)

時 期	内 容
12月～1月	見直し案への意見募集(パブリックコメント)
令和5年1月	第3回専門委員会
1月	長野県環境審議会答申
3月	告示